

小牧市廃棄物減量等推進審議会運営要綱

平成 20 年 4 月 1 日
19 小環政第 1145 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、廃棄物の減量及び再利用の促進を図り、もって循環型社会を形成するため、小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成 19 年小牧市条例第 21 号）第 6 条第 1 項に規定する小牧市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則（平成 20 年小牧市規則第 6 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 一般廃棄物処理計画に基づく実施計画等の推進に関すること。
- (2) 廃棄物の減量、再利用等の推進に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(委員)

第 3 条 次の各号に掲げる規則第 3 条第 1 項に規定する委員の人数は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 地域の代表者 6 人
- (2) 各種団体の代表者 6 人
- (3) 事業者の代表者 3 人
- (4) 学識経験者 1 人
- (5) その他市長が必要と認める者 4 人

(専門部会の設置)

第 4 条 審議会に専門の事項を調査研究させるため専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の構成員は、委員のうちから会長が任命する。

3 部会の委員は、当該専門の事項に関する調査研究が終了したときは、解任されるものとする。

(関係者の出席)

第 5 条 審議会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議録の公開)

第6条 会長は、会議の内容を記録した議事録を作成し、保存するものとする。

(秘密の保持)

第7条 審議会の委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第8条 審議会の事務局は、ごみ政策課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 小牧市廃棄物減量等推進協議会設置要綱（平成12年8月31日12小清第129号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。